

あきる野市国民保護計画 (資料編)

あきる野市

あきる野市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、あきる野市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及びあきる野市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 あきる野市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、保護本部の事務を総括する。

2 あきる野市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐する。

3 あきる野市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

4 保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、保護本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、あきる野市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あきる野市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、あきる野市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成7年あきる野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表防災会議委員の項の次に次のように加える。

国民保護協議会委員	日 額	9,500円
-----------	-----	--------

目 次

あきる野市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

あきる野市国民保護協議会条例

1 - 1	関係機関の連絡先	1
1 - 2	町丁別人口・年齢別人口	3
2 - 1	関係機関との協定一覧	5
2 - 2	都計画における通信連絡系統図	5
3 - 1	関係報道機関一覧	6
3 - 2	あきる野市防災行政無線回線構成図等	7
3 - 3	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の 運用に関するガイドライン	1 2
3 - 4	警報の通知先	2 4
3 - 5	避難場所（屋外）・避難所（屋内）一覧	2 5
3 - 6	動物の保護等に関する通知	2 8
3 - 7	救援の程度及び方法に基準.....	3 0
3 - 8	安否情報省令	3 3
	被災情報の報告様式	4 1
	公用令書等の様式	4 2

資料 1 - 1 関係機関の連絡先

関係指定地方行政機関（自衛隊を含む。）

名 称	担 当 部 署	所 在 地
関東地方整備局	相武国道事務所管理第二課	八王子市大和田町 4 - 3 - 1 3
	京浜河川事務所多摩川上流出張所	福生市南田園 3 - 6 4 - 2
関東農政局	東京農政事務所食糧部防災倉庫課	立川市緑町無番地
陸上自衛隊	第 1 施設大隊第 1 中隊	練馬区大泉学園町朝霞駐屯地
関東総合通信局	総務課	千代田区丸の内 1 - 6 - 1 丸の内センタービル 5 F
関東財務局	関東財務局総務部総務課	さいたま市中央区新都心 1 - 1
東京労働局	総務課	文京区後楽 1 - 7 - 2 2
関東森林管理局	企画調整室	前橋市岩神町 4 - 1 6 - 2 5
関東経済産業局	総務企画部総務課	さいたま市中央区新都心 1 - 1
関東運輸局	交通環境部情報・防災課	横浜市中区北仲通 5 - 5 7
東京管区气象台	総務部総務課	千代田区大手町 1 - 3 - 4
関東地方環境事務所	総務課	さいたま市中央区新都心 1 1 - 2
東京防衛施設局	総務部総務課	さいたま市中央区新都心 2 - 1

関係都機関（消防・警察を含む。）

名 称	担 当 部 署	所 在 地
総務局	総合防災部（国民保護担当）	新宿区西新宿 2 - 8 - 1
建設局	西多摩建設事務所	青梅市東青梅 3 - 2 0 - 1
福祉保健局	西多摩保健所	青梅市東青梅 5 - 1 9 - 6
東京消防庁	秋川消防署	あきる野市伊奈 4 6 6
警視庁	五日市警察署（交通警備課）	あきる野市五日市 8 8 8 - 7
警視庁	福生警察署（警備係）	福生市加美平 3 - 2 5

関係市町村

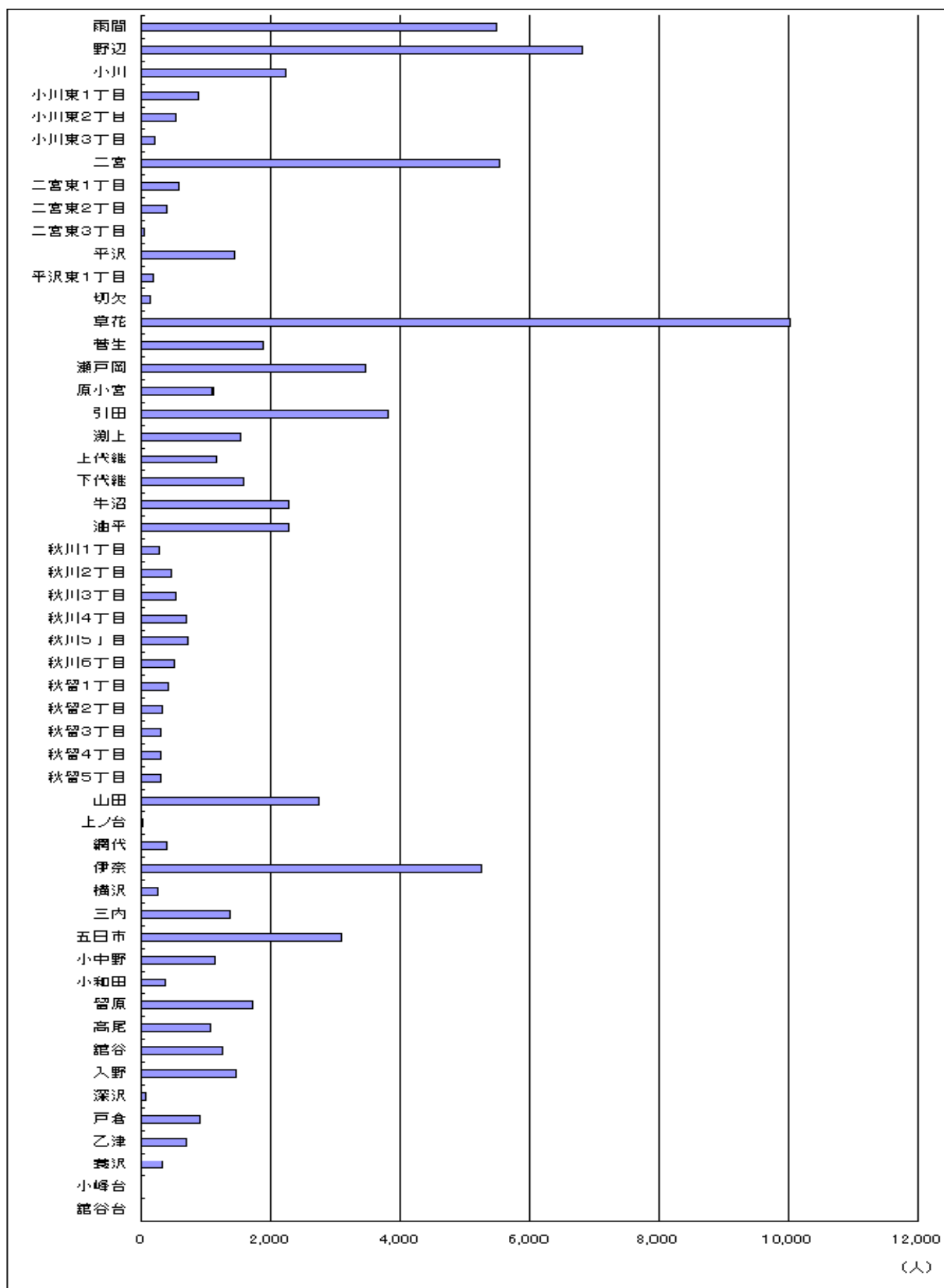
名 称	担 当 部 署	所 在 地
八王子市	生活安全部防災課	八王子市元本郷町 3 - 2 4 - 1

青梅市	総務部防災安全課	青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1
福生市	総務部総務課	福生市本町 5
羽村市	総務部市民生活安全課	羽村市緑ヶ丘 5 - 2 - 1
瑞穂町	地域振興課	瑞穂町大字箱根ヶ崎 2 3 3 5
日の出町	企画調整担当参事付	日の出町大字平井 2 7 8 0
檜原村	総務課	檜原村 4 6 7 - 1
奥多摩町	総務課	奥多摩町氷川 2 1 5 - 6
宮城県栗原市	総務部危機管理室	宮城県栗原市築館留場 中田 1 1 1 - 1

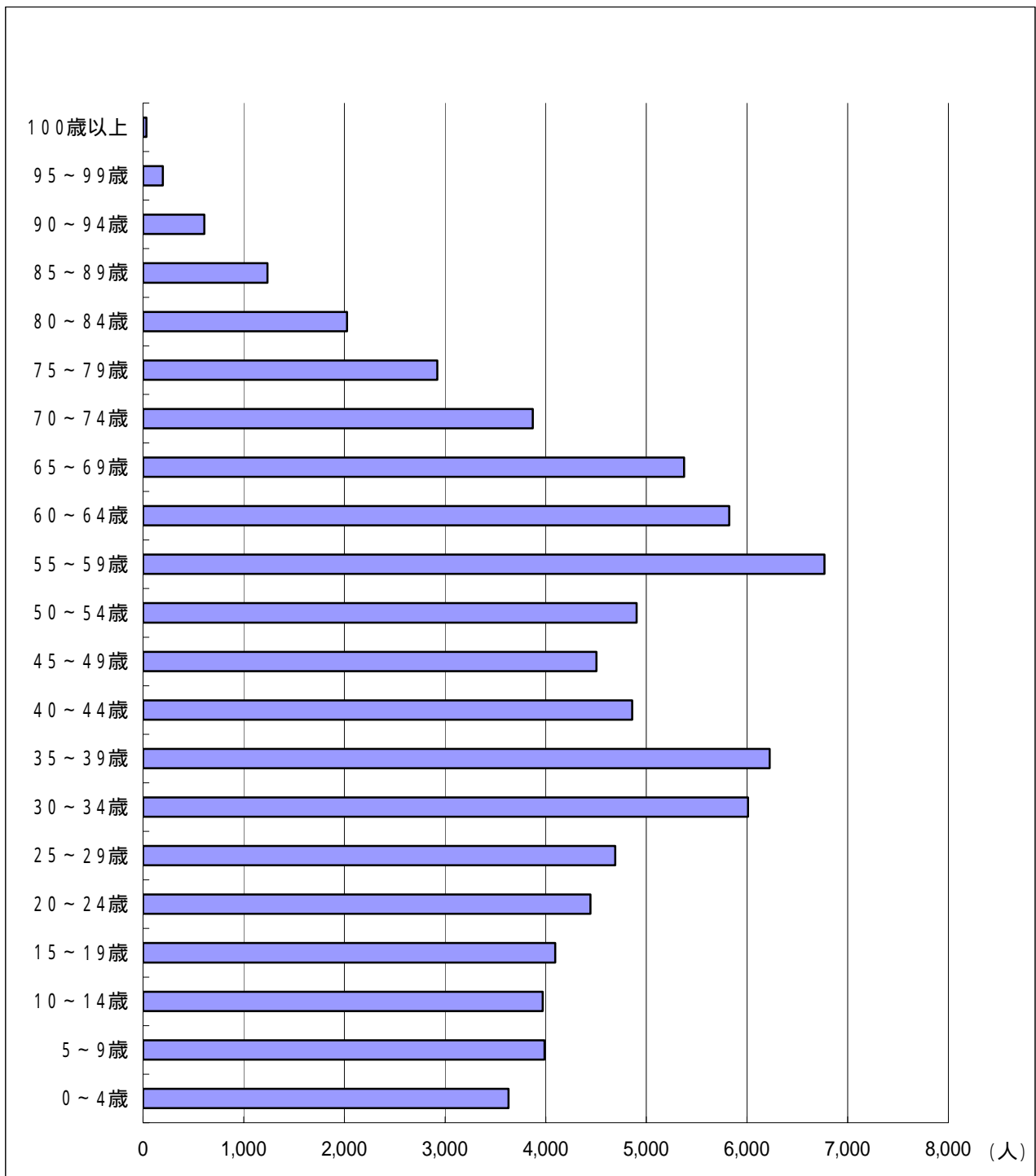
その他の機関

名 称	担 当 部 署	所 在 地
日本郵政公社	あきる野郵便局	あきる野市秋川 3 - 2 - 1
東日本旅客鉄道(株)	武蔵五日市駅	あきる野市館谷台 1 6
東京電力(株)	多摩支店立川支社青梅営業センター	青梅市東青梅 5 - 1 5 - 1
(株)NTT東日本 東京西	営業部エリア営業・情報機器営業担当部長	八王子市元横山 3 - 2 0 - 5
日本赤十字社	東京都西赤十字血液センター	立川市緑町 3 2 5 6
武陽ガス(株)	総務部総務課	福生市本町 1 7 - 1
あきる野市医師会	あきる野市医師会会長	あきる野市小中野 1 6 0
公立阿伎留医療センター	総務課総務係	あきる野市引田 7 8 - 1
西東京バス(株)	五日市営業所	あきる野市館谷台 2 4
あきる野商工会	あきる野商工会事務局	あきる野市秋川 1 - 8
あきる野市議会	市議会事務局	あきる野市二宮 3 5 0
あきる野市町内 会・自治会連合会	市総務部地域振興課	あきる野市二宮 3 5 0
あきる野市社会福 祉協議会	総務課総務係	あきる野市平沢 1 7 5 - 4

資料1 - 2 町丁別人口（平成19年1月1日現在）



資料 1 - 2 年齢別人口（平成 19 年 1 月 1 日現在）

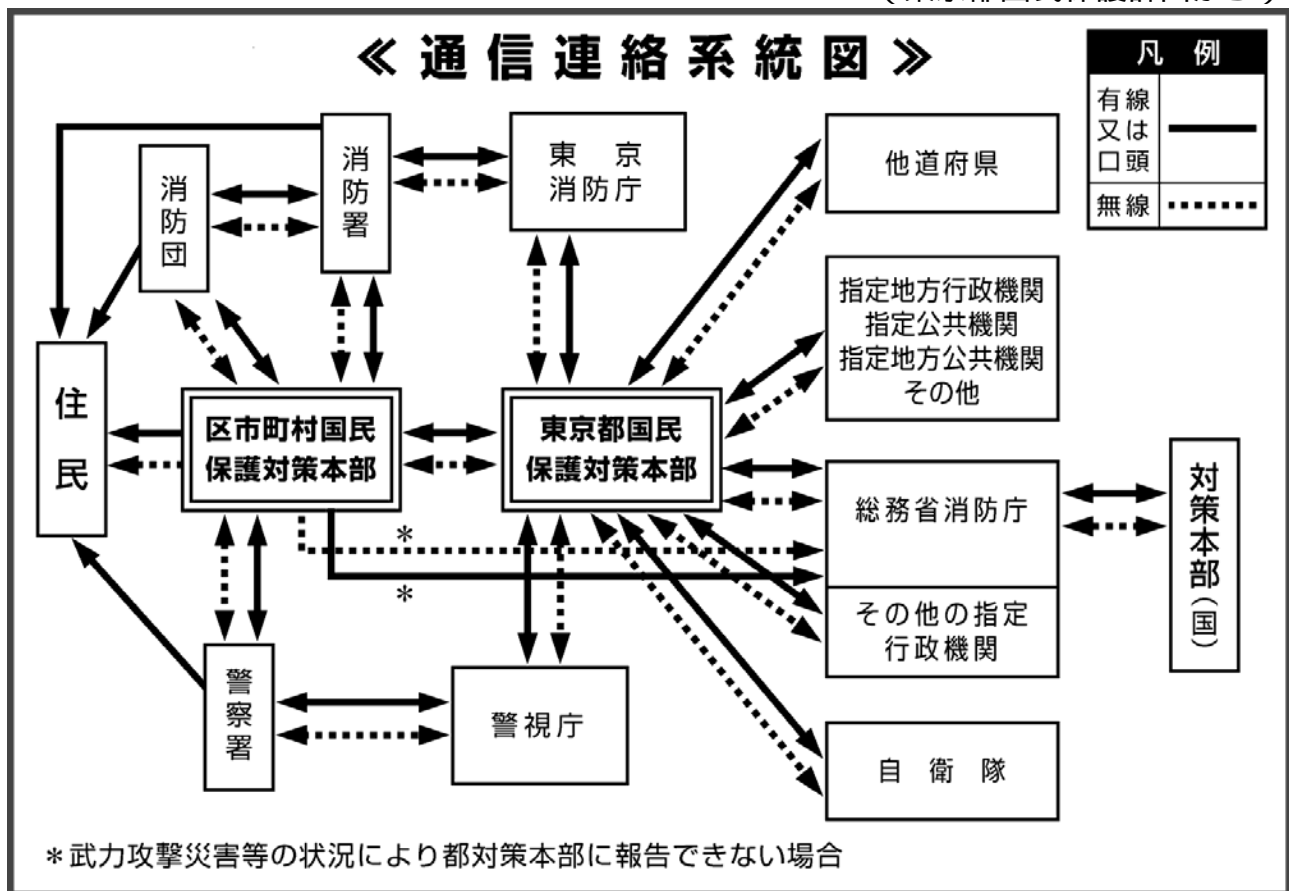


資料 2 - 1 関係機関との協定一覧

協定名称	協定機関
震災時等の相互応援に関する協定	東京都市町村
西多摩地区 8 市町村消防相互応援協定	青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村
災害時の医療救護活動についての協定書	羽村市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村・社団法人西多摩医師会
災害時における井戸水の供給協力に関する協定	秋留台地区かん水施設管理組合
災害時における応急救護活動についての協定書	西多摩接骨師会
友好姉妹都市災害時相互応援協定書	宮城県栗原市

資料 2 - 2 都計画における通信連絡系統図

(東京都国民保護計画から)

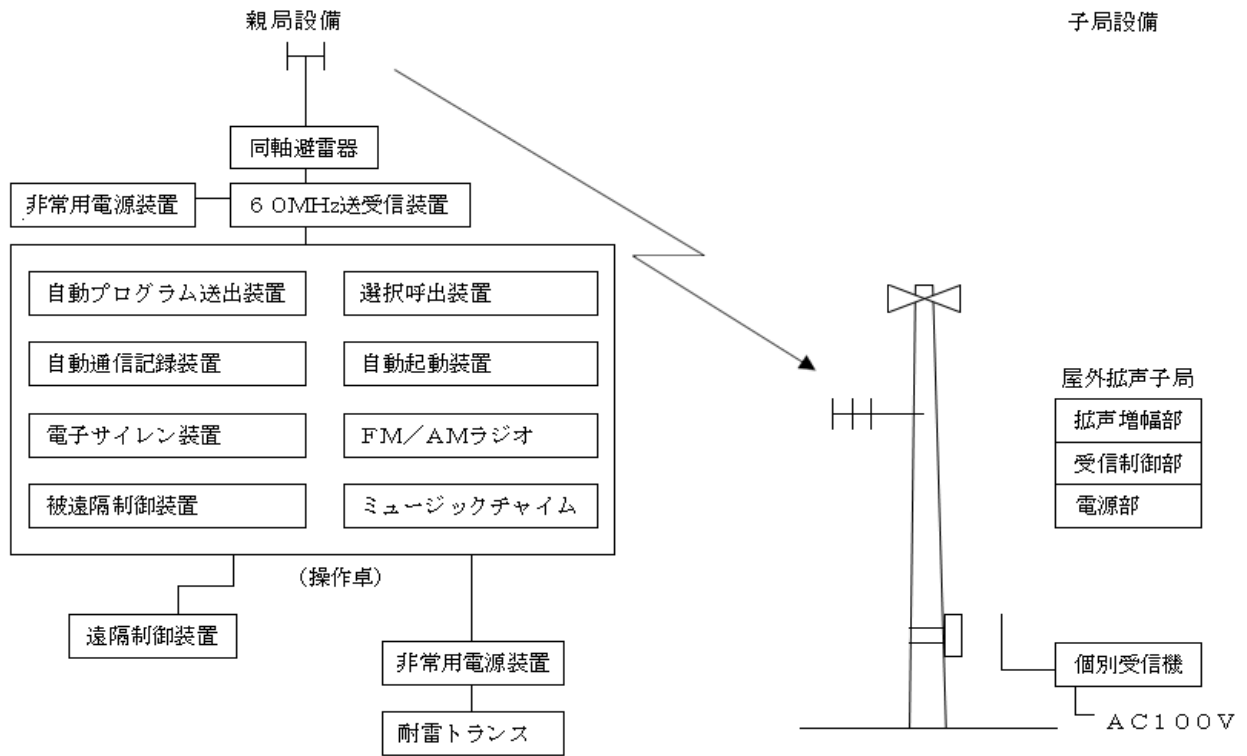


資料 3 - 1 関係報道機関一覧

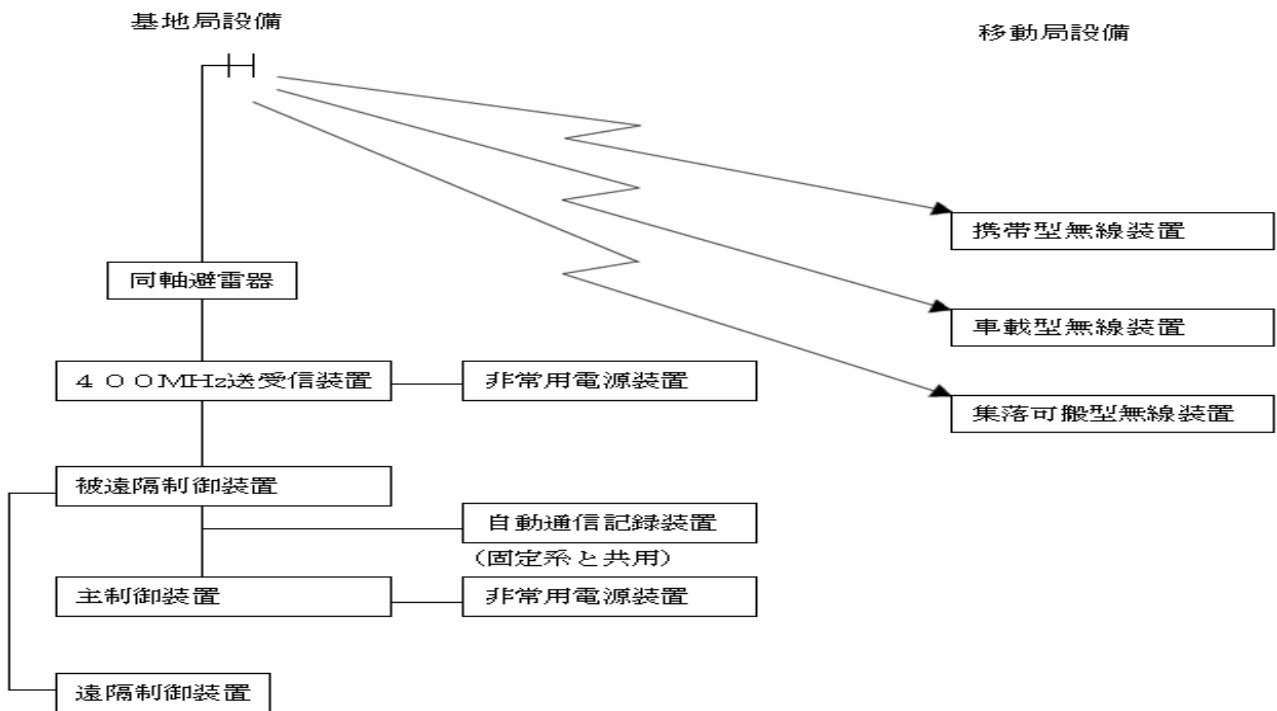
名 称	所 在 地
N H K 多摩報道室	立川市曙町 2 - 2 2 - 2 0 立川センタービル 1 2 階
M X テレビ多摩ニュースセンター	立川市錦町 1 - 1 0 - 2 5 Y S 錦町ビル 7 F
朝日新聞社（青梅駐在）	青梅市河辺町 6 - 2 8 - 1 - 5 0 5
毎日新聞社（青梅駐在）	青梅市野上町 4 - 6 - 6 サンライズM河辺 1 0 4
読売新聞社（福生通信部）	福生市福生 2 3 3 2 - 1 サンモール福生 1 0 3
産経新聞（多摩支局）	立川市曙町 2 - 1 0 - 1 ふどうやビル 5 階
東京新聞社（立川支局）	立川市曙町 1 - 1 3 - 1 1 立川クレストビル 1 階
日本経済新聞社（多摩支局）	立川市富士見町 6 - 6 3 - 3
時事通信社（立川支局）	立川市曙町 2 - 9 - 1 菊屋川口ビル 8 階
共同通信社（立川通信部）	立川市柴崎町 2 - 3 - 7 松本ビル
都政新報社	港区三田 2 - 2 - 4 3 0 2
(株)西の風新聞社	あきる野市秋川 1 - 1 - 1 3 共和ビル 5 階
西多摩新聞社	福生市本町 3 3

資料 3 - 2 あきる野市防災行政無線回線構成図等

あきる野市防災行政無線回線構成図（固定系）



あきる野市防災行政無線回線構成図(移動系)



固定系子局配置一覧

番号	子局名称	子局所在地
1	横河住宅	あきる野市小川東 1 - 1 4 - 1 2
2	屋城小学校	" 二宮東 1 - 1 2 - 1
3	平沢下川原公園	" 平沢東 1 - 1
4	森山神社	" 草花 2 7 5 - 1
5	森山会館	" 草花 9 4 5 - 3
6	花ノ岡陸橋	" 草花 1 1 1 8
7	下折立	" 草花 1 8 9 2
8	立川国際カントリー入口	" 草花 2 2 2 4 - 1
9	花火資料館西	" 草花 2 4 9 5
10	消防団第 2 分団第 1 部詰所	" 草花 1 5 0 0
11	高瀬会館	" 草花 6 6 6
12	平沢会館	" 平沢 5 9 3 - 1
13	二宮駐在所東	" 二宮 2 1 4 2 - 1 0
14	前田公園	" 野辺 1 - 1
15	小川会館	" 小川 6 3 8 - 1
16	小川地蔵堂	" 小川 5 5 5 - 1
17	野辺住宅	" 野辺 8 2 6
18	前田小学校西	" 野辺 4 1 9 - 2
19	二宮地区会館	" 二宮 1 1 5 1
20	野辺大六天	" 野辺 9 2 7 - 1
21	東秋留小学校	" 野辺 1 1 2 3
22	秋川ファーマーズセンター	" 二宮 8 1 7
23	東中学校	" 平沢 2 0 0
24	草花スカイハイツ	" 草花 3 2 5 5 - 3
25	小宮神社	" 草花 2 9 8 1 - 1
26	雨間地蔵院上	" 雨間 6 8 2 - 2
27	秋留野公園	" 秋留 4 - 1
28	秋川市民体育館	" 二宮 6 8 3
29	原小宮	" 原小宮 6 7 - 3
30	秋多中学校	" 二宮 3 3 4
31	瀬戸岡会館	" 瀬戸岡 4 8 8 - 1
32	御堂中学校西	" 草花 3 6 0 4 - 1
33	松山会館南	" 草花 2 6 7 2
34	若草児童館	" 菅生 5 8 2
35	鯉川橋	" 菅生 7 9 9 - 1
36	菅生会館西	" 菅生 1 3 3 6
37	東京都水道局菅生増圧ポンプ所	" 菅生 1 5 5 6 - 9
38	雨間南郷会館	" 雨間 1 8 3 7
39	小松平	" 牛沼 6 1 9
40	消防団第 3 分団第 1 部詰所	" 牛沼 1 2 6

番号	子局名称	子局所在地
41	雨間橋本糸業	あきる野市雨 間 7 1 4
42	油平住宅	" 油 平 8 2
43	あきる野市役所	" 二 宮 3 5 0
44	大塚原っぱ公園	" 秋 川 5 - 4
45	神明社	" 瀬戸岡 4 4 2 - 1
46	尾崎会館	" 菅 生 2 6 6 - 1
47	下代継	" 下代継 3 9 2
48	代継	" 下代継 1 1 先
49	よつぎ第二保育園南	" 下代継 4 8
50	早道場公園	" 秋 川 2 - 1 1
51	上塚場公園	" 秋 川 3 - 4
52	一の谷小学校	" 引 田 9 8 0
53	開戸センター	" 淵 上 3 3 2 - 1
54	西中学校南	" 淵 上 1 7 3 - 6
55	西中学校	" 上代継 1 9 0
56	上引田会館	" 引 田 7 2 3
57	武蔵引田駅南	" 引 田 3 9 5
58	武蔵引田駅北	" 引 田 2 4 6 - 1
59	山田	" 山 田 7 5 8
60	森ノ上農園	" 山 田 7 5 2
61	網代	" 網 代 2 5 4 - 1
62	伊奈ハイツ	" 伊 奈 1 0 4 1 - 1
63	五日市ファインプラザ	" 伊 奈 8 5 9 - 3
64	北伊奈	" 伊 奈 9 0 4 - 5
65	増戸中学校	" 伊 奈 1 1 8 1
66	カトリック五日市霊園入口	" 伊 奈 1 3 6 5 先
67	上村会館	" 伊 奈 1 4 4 1 - 1
68	大悲願寺	" 横 沢 4 8 - 1
69	橋本宅南	" 高 尾 3 8 - 1
70	小峰工業団地	" 高 尾 3 8 9 - 1
71	天野宅東	" 高 尾 3 3 4
72	前畑	" 館 谷 9 1 - 1
73	留原	" 留 原 1 6 1 - 2
74	中村	" 留 原 7 7 8 - 1
75	天神林	" 館 谷 2 5 5 - 2
76	小和田グラウンド	" 小和田 5 8 5
77	阿伎留神社	" 五日市 1 0 8 1
78	五日市ひろば	" 五日市 1 1 0 - 5
79	小倉	" 入 野 8 2 - 1
80	小机平	" 三 内 6 1 3
81	大久保平	" 三 内 7 9 0 - 1
82	小能	" 五日市 9 5 2 先

番号	子局名称	子局所在地
83	五日市出張所	あきる野市五日市411
84	楞嚴寺	" 五日市576-1
85	樽	" 入野861-2
86	小和田会館	" 小和田180-2
87	大鳥神社	" 小中野329
88	真光院	" 深沢23-2
89	南沢	" 深沢308
90	狩佐須	" 深沢409-1
91	子生前	" 小中野200-1
92	戸倉小学校	" 戸倉325
93	西戸倉	" 戸倉725-1
94	星竹	" 戸倉1142
95	盆堀東平	" 戸倉1528-1
96	盆堀日影	" 戸倉1950
97	十里木	" 戸倉1371
98	南寺岡	" 養沢1484先
99	軍道	" 乙津1867
100	下養沢自治会館	" 養沢144
101	養沢センター	" 養沢289-1
102	神谷橋	" 養沢528-3
103	上養沢	" 養沢1055-1
104	上養沢橋	" 養沢983
105	追分	" 乙津613
106	荷田子	" 乙津708-1
107	畔荷田	" 乙津861

陸上移動局配置一覧

1 車載型無線局

呼出名称	配置場所	台数
あきるの1～3	地域振興課	3
あきるの20～23	総務課	4
あきるの24	課税課	1
あきるの25	環境課	1
あきるの26	生活福祉課	1
あきるの27	健康課	1
あきるの28	都市計画課	1
あきるの29～30	建設課	2
あきるの31	下水道課	1
あきるの32	水道課	1
あきるの33	庶務課	1
あきるの101～103	消防団第1分団	3
あきるの201～203	消防団第2分団	3

呼出名称	配置場所	台数
あきるの301～302	消防団第3分団	2
あきるの400～405	消防団第4分団	6
あきるの500～506	消防団第5分団	7
あきるの600～602	消防団第6分団	3
あきるの700～702	消防団第7分団	3

2 集落可搬型無線局

呼出名称	配置場所	台数
あきるの801	五日市出張所	1
あきるの802	屋城小学校	1
あきるの803	前田小学校	1
あきるの804	東秋留小学校	1
あきるの805	東中学校	1
あきるの806	草花小学校	1
あきるの807	多西小学校	1
あきるの808	御堂中学校	1
あきるの809	南秋留小学校	1
あきるの810	秋多中学校	1
あきるの811	一の谷小学校	1
あきるの812	西秋留小学校	1
あきるの813	西中学校	1
あきるの814	増戸小学校	1
あきるの815	五日市中学校	1
あきるの816	戸倉小学校	1
あきるの817	小宮小学校	1

3 携帯型無線局

呼出名称	配置場所	台数
あきるの011～015	消防団本部	5
あきるの111～116	消防団第1分団	6
あきるの211～216	消防団第2分団	6
あきるの311～315	消防団第3分団	5
あきるの411～419	消防団第4分団	9
あきるの511～520	消防団第5分団	10
あきるの611～616	消防団第6分団	6
あきるの711～716	消防団第7分団	6
あきるの901～911	地域振興課	11

資料 3 - 3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務
の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。2（1）（ウ）を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行う者

都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

- (エ) (ア)から(ウ)まで及び (ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(搜索、収容、輸送等)を行う者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務(搜索、収容、輸送等)を行う者(以下(イ)において「受託者」という。)及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
 - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれかを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
 - ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
 - ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。
- (3) 赤十字標章等の様式等
- 赤十字等の標章
- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。

- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤(CMYK値:C-0,M-100,Y-100,K-0、RGB値:#FF0000)を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図 1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から(特に空から)識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(以下「第一追加議定書」という。)附属書 第3章の規定によるものとする。

身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。

(ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーブ諸条約(以下単に「ジュネーブ諸条約」という。)及び第1追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、救援を行う(医療機関)の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型(ABO式及びRh式)が記載されていること。
 - ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
 - ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱

いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の制服に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法」という。)の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

2 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者(国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。)は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員(その所轄する指定地方行政機関の職員を含む。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
都道府県知事が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県の職員((ア)及び (ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、
（ア）及び（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (エ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ

いとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

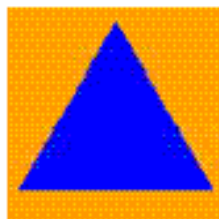
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれかを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊表彰等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

（３） 特殊標章等の様式等

特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - （ア） 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - （イ） 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - （ウ） 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図 2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を

帽子及び衣服に付けるものとする。

身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、省の職員、県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型(ABO式及びRh式)が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
 - ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
 - ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
 - ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要

綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の制服に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・ 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

赤十字 交 付
 標章等に係る 申請書
 特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許 可 権 者) 様

私は、国民保護法第 1 5 7 条又は第 1 5 8 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
-----------------------------------	-----------------------

申請者の連絡先 住 所：〒..... 電話番号：..... E - mail：.....	写 真 縦 4×横 3 cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
--	--

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)

身 長：.....cm 眼 の 色：.....

頭髪の色：..... 血 液 型：.....(R h 因子.....)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

.....

.....

(許 可 権 者 使 用 欄)

資 格：.....

証明書番号：..... 交付等の年月日：.....

有効期間の満了日：.....

返納日：.....

[様式 3]

表面

<p style="font-size: small;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p style="text-align: center;">PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">許可権者の署名/signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>
--

裏面

身長/Height	眼の色/eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式 4]

表面

<p style="font-size: small;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">許可権者の署名/signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>
--

裏面

身長/Height	眼の色/eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

資料 3 - 4 警報の通知先

市の出張所等

名 称	通 知 先
五日市出張所	市民部五日市出張所
あきる野ルピア	市民部市民課
児童館	福祉部児童課
保育園	福祉部児童課
秋川ふれあいセンター	福祉部健康課
水道課	都市整備部水道課

市の他の執行機関

名 称	通 知 先
市議会	議会事務局
教育委員会	教育委員会学校教育部庶務課
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
監査委員	監査委員事務局

その他の関係機関

名 称	通 知 先
公立阿伎留医療センター	総務課総務係
西秋川衛生組合	西秋川衛生組合事務局
秋川衛生組合	秋川衛生組合事務所
あきる野商工会	あきる野商工会事務局
あきる野市医師会	あきる野市医師会会長
あきる野市町内会・自治会連合会	市地域振興課
社会福祉協議会	総務課総務係

資料 3 - 5 避難場所（屋外）・避難所（屋内）一覧

1 避難場所（屋外）

地区	番号	施設名	住所	電話	収容人員 (人)
秋 川 地 区	1	総合グラウンド	二宮東 1 - 11 - 2	558 - 9281	52,074
	2	前田小学校校庭	野 辺 92	559 - 7611	7,207
	3	東秋留小学校校庭	野 辺 1123	558 - 1126	6,391
	4	秋多中学校校庭	二 宮 334	558 - 1124	15,130
	5	東中学校校庭	平 沢 200	558 - 1125	12,269
	6	南秋留小学校校庭	雨 間 810	558 - 1136	9,000
	7	市民球場	原小宮 353	558 - 8177	12,500
	8	草花小学校校庭	草 花 3130	558 - 1133	9,409
	9	多西小学校校庭	草 花 2885	558 - 1128	10,910
	10	御堂中学校校庭	草 花 3322	559 - 6211	15,886
	11	西中学校校庭	上代継 190	558 - 6260	16,160
	12	西秋留小学校校庭	上代継 292	558 - 1127	10,821
	13	一の谷小学校校庭	引 田 980	559 - 4501	7,401
五 日 市 地 区	14	森ノ下公園	伊 奈 855 - 2		3,290
	15	増戸小学校校庭	伊 奈 1173	596 - 0240	9,429
	16	増戸中学校校庭	伊 奈 1181	596 - 0241	8,131
	17	山田グラウンド	山 田 1 - 1	596 - 4075	8,230
	18	五日市小学校校庭	五日市 315	596 - 0017	9,646
	19	五日市中学校校庭	五日市 400	596 - 0173	11,104
	20	小峰運動公園	小峰台 11		10,035
	21	小和田グラウンド	小和田 8		43,883
	22	戸倉小学校校庭	戸 倉 325	596 - 0266	4,497
	23	戸倉運動場	戸 倉 611 - 1		6,744
	24	小宮小学校校庭	乙 津 1984	596 - 0414	2,950
	25	養沢センター	養 沢 290 - 1	596 - 2151	1,000

収容人員は、原則として避難場所の道路や構造物を除いた有効面積に対して、最小限一人1㎡とする。

2 避難所（屋内）

地区	番号	施設名	住所	電話	収容人員 長期(人)
秋 川 地 区	1	屋城小学校	二宮東 1 - 12 - 1	558 - 1129	364
	2	屋城児童館	二宮東 1 - 13 - 1	558 - 5288	110
	3	玉見会館	小川東 2 - 9 - 8	558 - 4342	200
	4	前田小学校	野 辺 92	559 - 7611	364
	5	前田児童館	野 辺 126 - 4	558 - 7331	160
	6	野辺地区会館	野 辺 126 - 4	559 - 4407	110
	7	若竹児童館	野 辺 1123	558 - 6231	100
	8	東秋留小学校	野 辺 1123	558 - 1126	358
	9	二宮地区会館	二 宮 1151	558 - 1008	175
	10	秋川体育館	二 宮 683	559 - 1163	1,639
	11	中央公民館	二 宮 683	559 - 1221	600
	12	秋多中学校	二 宮 334	558 - 1124	621
	13	農業会館	平 沢 300 - 2	559 - 4436	125
	14	東中学校	平 沢 200	558 - 1125	524
	15	鳥居場会館	雨 間 999 - 2	559 - 4416	175
	16	南秋留小学校	雨 間 810	558 - 1136	364
	17	南秋留児童館	雨 間 801 - 2	559 - 4646	100
	18	いきいきセンター	雨 間 1946 - 2	558 - 3344	50
	19	草花台会館	草 花 1327 - 1	558 - 4351	105
	20	草花小学校	草 花 3130	558 - 1133	364
	21	草花児童センター	草 花 3130	558 - 3112	165
	22	御堂会館	草 花 3482 - 16	559 - 4428	175
	23	多西小学校	草 花 2885	558 - 1128	358
	24	多西児童館	草 花 2572	558 - 6230	165
	25	御堂中学校	草 花 3322	559 - 6211	645
	26	若草児童館	菅 生 582	558 - 1005	100
	27	西中学校	上代継 190	558 - 6260	600
	28	西秋留小学校	上代継 292	558 - 1127	358
	29	若葉児童館	上代継 303 - 5	559 - 3967	100
	30	千代里会館	上代継 424	558 - 1120	175
	31	代継会館	上代継 693 - 1	558 - 6232	50
	32	一の谷小学校	引 田 980	559 - 4501	364
	33	一の谷児童館	引 田 928	558 - 0266	140
	34	楓ヶ原会館	引 田 512 - 2	559 - 8788	160

五日市地区	35	五日市ファインプラザ	伊 奈 859 - 3	596 - 5611	1,000
	36	増戸会館	伊 奈 1157 - 5	596 - 0109	50
	37	増戸小学校	伊 奈 1173	596 - 0240	373
	38	増戸中学校	伊 奈 1181	596 - 0241	494
	39	五日市小学校	五日市 315	596 - 0017	463
	40	五日市中学校	五日市 400	596 - 0173	569
	41	五日市会館	五日市 412	558 - 1111	510
	42	戸倉会館	戸 倉 133 - 4	595 - 1445	50
	43	戸倉小学校	戸 倉 325	596 - 0266	378
	44	小宮小学校	乙 津 1984	596 - 0414	392
	45	小宮会館	乙 津 1997	595 - 0005	50

収容基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 長期避難 居室 3.3 m²当たり 2人
- (2) 一時避難 居室 3.3 m²当たり 3人

資料3 - 6 動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。)等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ(おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組(関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等)を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家

庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

資料3 - 7 救援の程度及び方法の基準

平成18年4月1日現在

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考																			
収容施設の供与	避難所	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 300円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算																			
		長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,342,000円以内 3 設置費(基本額)1人1日当り 300円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																			
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,342,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																			
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日(3食)当り 1,010円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																				
	飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具 ニ 光熱材料																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">季別</td> <td>夏</td> <td>17,200円以内</td> <td>22,100円以内</td> <td>32,600円以内</td> <td>39,000円以内</td> <td>49,500円以内</td> <td>7,200円以内</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,400円以内</td> <td>36,700円以内</td> <td>51,200円以内</td> <td>60,100円以内</td> <td>75,400円以内</td> <td>10,300円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算	季別	夏	17,200円以内	22,100円以内	32,600円以内	39,000円以内	49,500円以内	7,200円以内	冬	28,400円以内	36,700円以内	51,200円以内	60,100円以内
世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算																	
季別	夏	17,200円以内	22,100円以内	32,600円以内	39,000円以内	49,500円以内	7,200円以内																	
	冬	28,400円以内	36,700円以内	51,200円以内	60,100円以内	75,400円以内	10,300円以内																	

根拠法令	救援の種類	対象	費用の限度額	備考
	医療の提供及び助産	医療 避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	救護班における実施が原則 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(マッサージ、はり等)における医療の実施可 次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助産 避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 病院又は診療所への収容 5 看護
	被災者の捜索及び救出	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者	一体当り 大人 199,000円以内 小人 159,200円以内	死体の応急的処理程度ものを行う原則として棺又は棺材の現物をもって行う 次の範囲内で実施 1 棺(附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱
	電話その他の通信設備の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1世帯当り 500,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施 現物をもって実施
	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 小学校児童・中学校生徒 盲、聾、養護学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒 高等学校等生徒 高等学校(定時・通信制含む。)、中等教育学校後期課程、盲、聾、養護学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

根拠法令	救援の種類	対象	費用の限度額	備考	
	死体の搜索及び処理	死体の搜索	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	
		死体の処理	1 洗淨、縫合、消毒等 一体当り 3,300円以内 2 一時保存 一時収容の既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 一体当り 5,000円以内 ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	次の範囲で実施 1 死体の洗淨、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）	
	武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 137,000円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
	救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者搜索、救出 4 死体搜索、処理 5 救済用物資の整理配分	

- この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。
- 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。
- 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別基準を定める。（基準告示第1条第2項）
- 市長は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、市計画に基づき、東京都知事に対して、基準告示第1条第3項の厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請することができる。

参考

国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、厚生労働大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあっては、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までとする。

資料 3 - 8 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成 17 年総務省令第 44 号)

(安否情報の収集方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 94 条第 1 項及び第 2 項(法第 183 条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。)第 25 条第 2 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項(法第 183 条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第 3 条 法第 95 条第 1 項(法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項(法第 183 条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 4 第 1 項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書の場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第 4 条 法第 95 条第 1 項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか

否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定 ですが、回答を希望しない場合は～を 囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照 会に対する回答又は公表することについて、同意 するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申 請 者 住所(居所) _____ 氏名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。)		被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入願います。
 4 印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

その他様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
あきる野市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時 平成 年 月 日

（2）発生場所 あきる野市 番地（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

別記様式第一

収用第	号	公 用 令 書					
						氏 名	第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお
						住 所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律							
いて準用する第 81 条第 2 項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第 81 条第 4 項 (理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名						印	
収用すべき 物資の種類	数量	所在場所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第	号	公 用 令 書					
						氏 名	第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお
						住 所	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律							
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 いて準用する第 81 条第 3 項 いて準用する第 81 条第 4 項 (理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名						印	
収用すべき物資の種類	数量	保管すべき 場所	保管すべき 期間	備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号
 公 用 令 書
 氏 名
 住 所
 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条
 第 183 条において準用す
 る第 82 条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
 (理由)
 年 月 日
 処分権者 氏名 印

名称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号
 公 用 取 消 令 書
 氏 名
 住 所
 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第 2 項
 第 81 条第 3 項
 第 81 条第 4 項
 第 82 条
 第 183 条にお
 第 183 条にお
 第 183 条にお
 第 183 条にお
 いて準用する第 81 条第 2 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第
 いて準用する第 81 条第 3 項
 いて準用する第 81 条第 4 項
 いて準用する第 82 条
 号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の
 ための措置に関する法律施行令 第 16 条 の規定により、
 第 52 条において準用する第 16 条
 これを交付する。
 (取り消した処分の内容)
 年 月 日
 処分権者 氏名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。